

## 鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者選考基準表

選考基準の項目		主な内容	配点
設置主体	事業実績	介護保険事業等の運営実績があり、サービスの提供に十分なノウハウが蓄積されているか。	10
	経営能力	法人経営が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	10
事業所の整備	事業計画	事業所の整備用地や建物の確保が確実に見込まれ、事業所の整備に支障がないか。	10
	資金計画	事業所の整備・開設に必要な資金が十分確保されている、またはその見通しがたっているか。	10
事業計画の提案	事業の運営理念	法人の理念や事業所運営の基本的な考え方が、地域密着型サービスの理念を具現化したものであり、地域のニーズに見合ったものであるか。	10
	事業の運営体制	事業の運営にあたり、苦情処理のための体制や緊急時の対応、危機管理体制、サービス向上への取組みなど、必要な体制を構築する見込みがあるか。	10
	サービスの提供	地域包括ケアシステムに対応した取組みや医療との連携、利用者個々のニーズに柔軟に対応した取組みなどが認められるか。	10
	職員体制等	サービス提供に必要な人員が確保されている、またはその見通しがたっているか。職員の育成・接遇・スキル向上策は適切であるか。	10
	地域等との連携	地域等と十分連携できる見通しがたっているか。	10
	その他	その他、特筆すべき提案がなされているか。	10
合 計			100